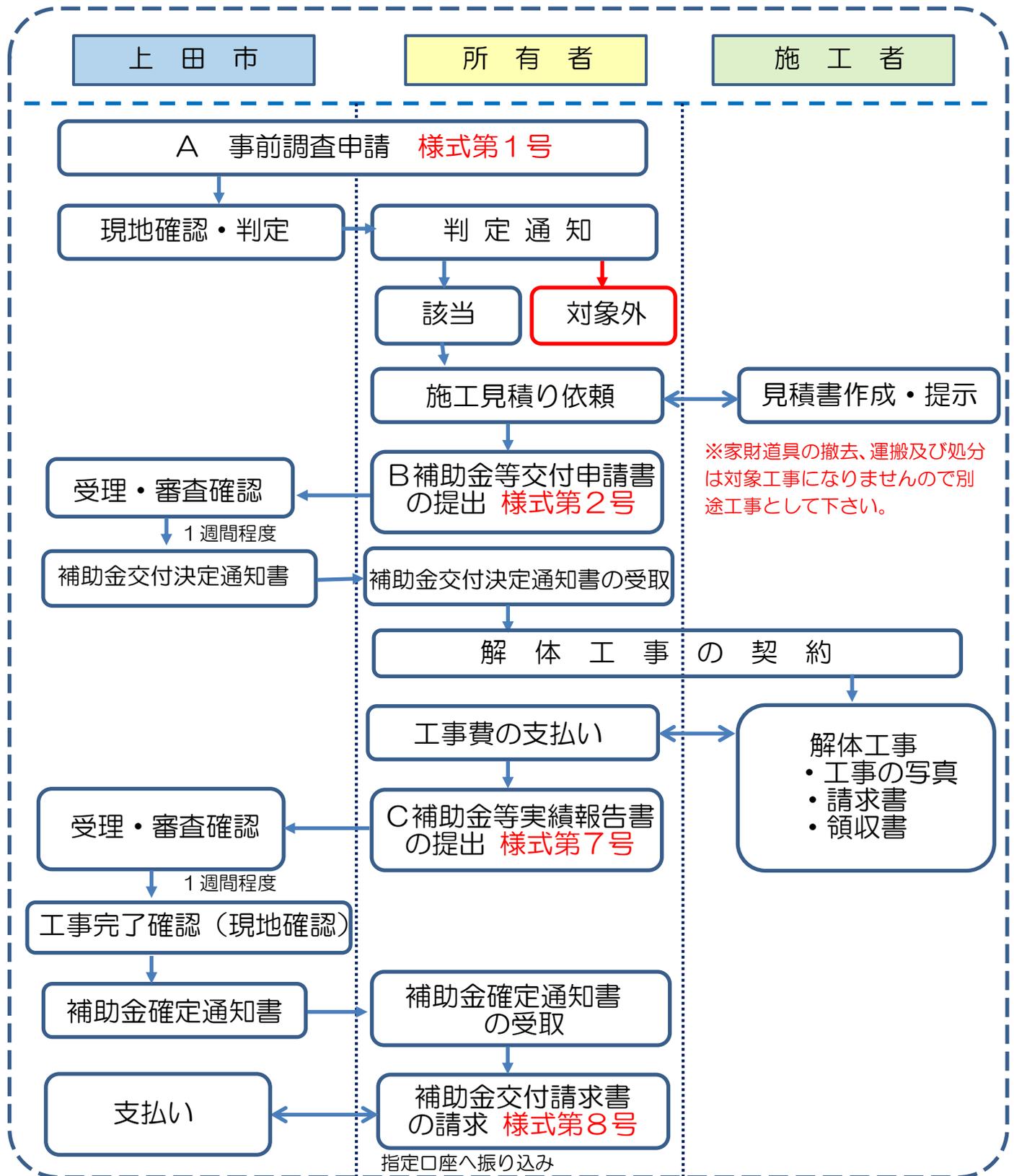


上田市老朽危険空家解体事業補助金 手続きの流れ



様式第5号は、上田市老朽危険空家解体・利活用事業変更承認申請書

様式第6号は、上田市老朽危険空家解体・利活用事業中止（廃止）承認申請書になります。

お問合せ先
 上田市 住宅政策課 空家対策係
 TEL:0268-71-6722 (直通)

申請書類に必要な添付書類一覧

A 事前調査申請

①	○上田市老朽危険空家事前調査申請書 様式第1号
②	○位置図（案内図 老朽危険空家の場所がわかるもの）
③	○現況写真（敷地全景及び建物2面以上）
④	○その他市長が必要と認める書類

B 交付申請時

①	○上田市老朽危険空家解体事業補助金交付申請書 様式第2号 ※空家の所有権を有する者又はその相続人の申請になります。
②	○位置図（案内図 老朽危険空家の場所がわかるもの）
③	○空家の使用状況報告書 様式第4号
④	○建物（土地）の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
⑤	○補助対象経費に係る解体工事（建設工事）の見積書の写し
⑥	○解体工事（建設工事）工程表
⑦	○所得証明書、納税証明書（市内居住者の場合は納税・所得状況調査同意書に代えることができる） ※市税の滞納がないこと。
⑧	○補助対象空家（補助対象解体跡地の所有者）の共有者又は全ての相続人の同意書
⑨	○その他市長が必要と認める書類

交付申請後、内容を変更する場合

○上田市老朽危険空家解体事業変更承認申請書 様式第5号

交付申請後、中止する場合

○上田市老朽危険空家解体事業中止・廃止承認申請書 様式第6号

C 実績報告書

①	○上田市老朽危険空家解体事業実績報告書 様式第7号
②	○解体工事請負契約書及び領収書の写し ※契約書は交付決定後の日付に注意
③	○工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
④	○その他市長が必要と認める書類

※実績報告書は工事が完了した日から14日以内又は令和5年2月末日までに提出して下さい。

※現地確認後、補助金確定通知書を通知しますので、上田市老朽危険空家解体事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。

※補助金交付決定前に、契約及び老朽危険空家等の解体に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。

※収入金額又は所得金額による制限があります。

※家財道具の撤去、運搬及び処分は対象工事になりません。

※利活用については上田市老朽危険空家解体事業後に相談ください。